

香取市特産品開発事業募集要項

■目的

香取市は、県内有数の農産物の産地であり、米・さつまいも・ブドウ・梨・イチゴ・マッシュルームなど豊富な食材に恵まれた地域です。

また、小江戸と呼ばれる佐原地区を中心に、江戸時代から続く酒造りや醤油造りの醸造技術を継承した事業者が醤油・味醂・酒造りなどを営んでいます。

こうした食材を活かした商品開発・改良による販売の促進を目指す個人・事業者を募集して、表彰・PRします。

さらに、このイベントで再発見した「香取の美味しい」を、バイヤーへ紹介するとともにHP「香取めぐり広場」でPRし、販路拡大を図ります。

■応募資格

- 1 応募資格 香取市内に事業所を有する企業・組合・各種団体・個人
- 2 応募条件 販売を目的とした商品であること
- 3 応募出品 応募資格者当たり1点
- 4 応募費用 無料
- 5 募集内容 農林水産加工食品

※ 原材料の一部に香取市産の食材を使用していること

■募集対象

開発商品

平成25年4月1日以降に開発された商品で継続して販売する商品

改良商品

過去に開発販売した商品で、加工方法等を改良した商品を対象とする。ただし、パッケージデザインのための改良を除く。

※ 香取市産食材購入費として2万円以内で助成

香取市農産物販売促進協議会事務局に香取市の食材購入リスト(任意様式)を提出(購入先を記載)後、審査させていただき助成を決定します。なお、購入先が不明な場合は生産者・販売店を紹介します。

■審査方法

- 1 審査委員 香取市農産物販売促進協議会が依頼した審査員が行う

- 2 審査基準 1次審査 別添申込書(レシピ)で書類審査
2次審査 味・デザイン・価格等総合的に審査する

※ 1次審査を通過した応募者の公表と商品写真は、めぐり広場HPにて公開いたします。また、2次審査への通過者へは、改めて詳細を通知いたします。

3 審査日 平成28年1月31日(日) (2次審査日)

4 審査会場 香取市旧清見屋跡地

■賞と賞品(副賞)

最優秀賞(1点):賞状(香取市長賞)と賞金20万円

優秀賞(1点):賞状(香取市議会議長賞)と賞金15万円

準優秀賞(5点):賞状(香取市農産物販売促進協議会賞)と賞金5万円

■応募の方法等

応募締切 平成27年12月15日(火)

注意事項 食品については、JAS法、食品衛生法など関係法令に基づき適正に行うこと。
なお、第三者の有する特許・商標権等知的財産権を利用した商品を出品する場合は、
応募者において必要な許可・承諾を得ること。
商品の搬入は、審査当日の午前7時～8時まで

応募書類

応募用紙は、香取市役所商工観光課(3階)又はインターネット香取市HP
「香取めぐり広場」

応募方法

必要事項を記入した応募用紙を下記の申込先へ郵送、FAX又は電子メールにて、締切日の
午後5時必着

申込先・問合せ先

香取市役所経済環境部商工観光課内「香取市農産物販売促進協議会」係
〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127

電話 0478-79-0707 FAX 0478-54-2855

Eメール suisei@city.katori.lg.jp (件名は「特産品開発」で)